

7山日漁調指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、沖建網漁業の操業制限について、次のとおり指示する。

令和7年6月13日

山口県日本海海区漁業調整委員会
会 長 中 島 均

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 沖建網漁業

山口県漁業調整規則第4条第1項第7号に規定する建網漁業のうち、山口県知事が漁業種類を「沖建網漁業」として許可している漁業

(2) 二島ぐり

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 萩市鯖島南端から同市櫃島北西端を見通した線(以下「A線」という。)と阿武郡阿武町三ヶ嶽頂上から同町宇田島東端を見通した線(以下「B線」という。)との交点

(世界測地系:北緯34度37分12秒、東経131度26分57秒)

(日本測地系:北緯34度37分00秒、東経131度27分06秒)

ロ A線と阿武郡阿武町姫島北端から同町宇田島南西端を見通した線(以下「C線」という。)との交点

(世界測地系:北緯34度34分48秒、東経131度25分22秒)

(日本測地系:北緯34度34分36秒、東経131度25分31秒)

ハ 萩市鯖島北西端から同市櫃島東南端を見通した線(以下「D線」という。)とC線との交点

(世界測地系:北緯34度34分36秒、東経131度26分49秒)

(日本測地系:北緯34度34分24秒、東経131度26分58秒)

ニ B線とD線との交点

(世界測地系:北緯34度35分50秒、東経131度27分55秒)

(日本測地系:北緯34度35分38秒、東経131度28分04秒)

(3) 沖のぐり

次の点イ、ロ、ハ、ニ及びイを順次結んだ線によって囲まれた区域

基点A 萩市大字須佐高山岬突端

イ 基点Aから340.0度5,211メートルの点

(世界測地系:北緯34度42分40秒、東経131度35分36秒)

(日本測地系:北緯 34 度 42 分 29 秒、東経 131 度 35 分 45 秒)
ロ 基点Aから 353.1 度 4,930 メートルの点
(世界測地系:北緯 34 度 42 分 40 秒、東経 131 度 36 分 23 秒)
(日本測地系:北緯 34 度 42 分 29 秒、東経 131 度 36 分 32 秒)
ハ 基点Aから 350.9 度 3,739 メートルの点
(世界測地系:北緯 34 度 42 分 01 秒、東経 131 度 36 分 23 秒)
(日本測地系:北緯 34 度 41 分 50 秒、東経 131 度 36 分 32 秒)
ニ 基点Aから 334.2 度 4,103 メートルの点
(世界測地系:北緯 34 度 42 分 01 秒、東経 131 度 35 分 36 秒)
(日本測地系:北緯 34 度 41 分 50 秒、東経 131 度 35 分 45 秒)

2 指示する内容

沖建網漁業は、午前8時から午後2時までの間は、営んではない。
なお、「二島ぐり」及び「沖のぐり」においては、上記に加え、午前0時から午前8時までの間及び午後2時から日没 30 分前までの間は、営んではない。

3 適用海域

山口県日本海海区

4 指示の有効期間

令和7年7月1日から令和 10 年6月 30 日まで